本号で公布された法令のあらまし

◇**地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第三三〇号）（経済産業省）

一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、次の経済産業省関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条～第七条関係）

1　商工会議所法施行令（昭和二八年政令第三一五号）

2　工業用水法施行令（昭和三二年政令第一四二号）

3　中小企業等協同組合法施行令（昭和三三年政令第四三号）

4　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三三年政令第四五号）

5　砂利採取法施行令（昭和四三年政令第二四一号）

6　採石法施行令（昭和四六年政令第二七九号）

7　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成五年政令第二一八号）

二　商工会議所法（昭和二八年法律第一四三号）の一部改正に伴う所要の経過措置を規定することとした。（第八条関係）

三　施行期日等（附則関係）

1　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

2　この政令の施行に関し、所要の経過措置を規定することとした。

◇**株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三一号）（内閣府本府）

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二六年法律第三七号）の施行期日を平成二六年一〇月一四日とすることとした。

◇**株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第三三二号）（内閣府本府）

1　株式会社地域経済活性化支援機構がその業務として特定債権買取りを行う場合についても、特定債権買取りに係る債権に関し株式会社日本政策金融公庫と信用保証協会との間に成立している保険関係が消滅しないこととした。（第五条関係）

2　この政令の施行期日を株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二六年一〇月一四日）とすることとした。

政　令

政令第三百三十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第九条並びに商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第八十四条、工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二十四条、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百十一条第三項及び第四項、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第百一条の三及び第百一条の四、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十三条第二項、第三十三条及び第四十一条の二、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第四十二条の二の二並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（商工会議所法施行令の一部改正）

第一条　商工会議所法施行令（昭和二十八年政令第三百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第一項中「都道府県知事」の下に「（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同項第四号中「第四十六条第二項及び同条第四項において準用する法第二十八条」を「第四十六条第五項」に改め、「（法第二十五条第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号の事項に係るものを除く。）」を削る。

（工業用水法施行令の一部改正）

第二条　工業用水法施行令（昭和三十二年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長」を加える。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第三条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条を削り、第三十二条を第三十一条とする。

第三十三条第一項第三号を次のように改める。

三　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に関する厚生労働大臣の権限に属する事務　その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

第三十三条第一項第四号を削り、同条を第三十二条とする。

第三十四条第一号中「第七号」を「第六号」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「並びに前条第一項第三号及び第四号に定めるもの」及び「並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するもの（同項第三号に定めるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条を第三十三条とする。

第三十五条を第三十四条とする。